

神崎町第2期地域福祉計画及び第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務 仕様書

1. 業務名

神崎町第2期地域福祉計画及び第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務

2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日翌日から令和7年3月31日まで

3. 業務の目的

【地域福祉計画】

本業務は、地域福祉計画を策定するにあたって必要となるアンケート調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、神崎町地域福祉計画策定委員会等の運営支援などを実施し、福祉サービス等に対するニーズや福祉意識、地域福祉活動への参加意向等の把握及び分析を行い、「第2期地域福祉計画（令和7年度～令和11年度）」を策定することを目的とする。

【子ども・子育て支援事業計画】

本業務は、子ども子育て支援事業計画を策定するにあたって必要となるアンケート調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、需要量の推計等を行い、神崎町子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、子ども・子育て支援法に規定される「第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」を策定することを目的とする。

4. 業務内容

【地域福祉計画】

<令和5年度>

(1) アンケート調査

地域福祉の課題を洗い出すこと及び町民ニーズを把握することを目的とし、町民へのアンケート調査を行う。

ア. 調査対象者及び標本数

- ・18歳以上無作為抽出 約1,500名

イ. 調査票の印刷・製本

- ・A4判・1色刷り・白上質紙・中綴じ・1,500部

ウ. 宛名ラベルの提供

宛名ラベルについては、委託者が出力して受託者に提供する。

エ. 調査方法

郵送配布・郵送回収。

調査票の設計及び印刷は受託者が行い、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封かん、宛名ラベルの貼付及び発送・回収は委託者が行う。（発送・回収にかかる経費は委託者が負担する。）回収率は50%程度を想定している。

オ. 調査期間

令和6年1月～2月

カ. 中間報告とりまとめの期限

令和6年3月末

<令和6年度>

(2) 地域福祉を取り巻く現状と課題の把握・分析支援

(3) 報告書の作成

(1)・(2)を反映し、ニーズ調査の報告書を令和6年5月末までに作成する。

(4) 神崎町地域福祉計画策定委員会の支援

神崎町地域福祉計画策定委員会（3回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(5) 計画課題の設定支援

(6) 計画骨子案・素案の作成

(7) パブリックコメントの実施支援

(8) 計画全体としてのとりまとめと印刷製本

(9) 打合せ協議等

業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、受託者は月1回以上の頻度で委託者を訪問し、本業務の進捗状況の報告その他必要な打合せを行うものとする。

(10) 地域福祉施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の面積、人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約30件程度、提供すること。

(11) 法律や制度などに関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。

【子ども・子育て支援事業計画】

<令和5年度>

(1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア. 調査対象者及び標本数

・未就学児童保護者 約230名

※調査票については、国の基本方針やモデル調査票案をもとに神崎町独自の設問を加え、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。受託者は調査票案設計にあ

たつての助言・アドバイス、情報提供、素案の提案などを行う。

イ. 調査票の印刷・製本

・ A 4判・1色刷り・白上質紙・中綴じ・230部

ウ. 宛名ラベルの提供

宛名ラベルについては、委託者が出力して受託者に提供する。

エ. 調査方法

郵送配布・郵送回収。

調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封かんは受託者が行い、宛名ラベルの貼付及び発送・回収は委託者が行う（発送・回収にかかる経費は委託者が負担する）。回収率は60%程度を想定している。

オ. 調査期間

令和6年1月～2月

カ. 中間報告とりまとめの期限

令和6年3月末

＜令和6年度＞

(2) 現状の分析と課題の整理

(1)の結果及び子ども・子育て支援事業計画（第2期）の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき神崎町の課題を抽出する。

(3) 神崎町子ども・子育て会議の支援

神崎町子ども・子育て会議（3回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) 需要量の推計・目標量の検討

(1)の調査結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に神崎町の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、神崎町の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、各種事業の確保量の検討を支援する。

(5) 報告書の作成

(1)～(4)を反映し、ニーズ調査の報告書を令和6年5月末までに作成する。

(6) 計画骨子案・素案の作成

(7) パブリックコメント実施支援

(8) 計画全体としてのとりまとめと印刷製本

(9) 打合せ協議等

業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、受託者は月1回以上の頻度で委託者を訪問し、本業務の進捗状況の報告その他必要な打合せを行うものとする。

(10) 子ども・子育て制度に関する例規情報提供支援

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て制度について、下位法令への委任によって法律、政令、内閣府令等に分かれて規定されている事項（令和6年4月1日内容現在）を項目ごとに一元化して示しつつ、引用内容や準用内容も具体的に記述することによって、法定

事項を分かりやすく説明した資料を提供すること。

(11) 基準条例整備支援

子ども・子育て制度に関して市町村が定めることとされている基準条例について、条例整備の参考となる条例整備例（以下「モデル条例」という。）を提供すること。対象となる基準条例及びモデル条例の内容は次のとおりとすること。

【対象基準条例】

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【モデル条例の内容】

- ・令和6年4月1日内容現在の基準府令に基づくモデル条例の全文を記載すること。
- ・基準府令の規定と比較しやすいよう、基準府省令とモデル条例との条文対照表形式とすること。
- ・基準府令とモデル条例の相違箇所や、条例整備検討の際のポイントなどを項目ごとに解説すること。

(12) 子ども子育て支援制度に係る制度理解資料の提供

母子保健・保育事業・学童・障害児支援・児童虐待・子どもの貧困対策など業務の基礎となる児童福祉・子育て支援に関する内容を具体的に解説した資料を納品すること。相談の受け止め方や虐待を見逃さないためのポイントや保育巡回支援指導のポイントなど具体的に業務内容についての解説が盛り込まれており、日常業務において疑義が生じたときの解決、制度に関する単語の説明など、業務における不明な点について解決することを目的とした構成とすること。

(13) 子ども政策推進会議資料等の要約版の納品

今後の子ども子育て制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議等について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品すること。また、こども計画及び子ども・若者計画を策定（又は上位計画に位置付け一体化）するために政策判断を要するため、受託者は委託者に絶えず情報提供を行う。また、当事者及び関係者の意見聴取のための手法についての情報提供を併せて求める。

5. 成果品

【地域福祉計画】

<令和5年度>

- ・アンケート調査票：1,500部
- ・中間報告資料：データ一式

<令和6年度>

- ・ニーズ調査報告書：データ一式
 - ・第2期地域福祉計画 計画書：100部（A4判・1色・100頁）、データ一式
 - ・地域福祉施策に係る先進事例の提供（出力紙1部）
- ※本仕様書内、4.業務内容（10）に記載事項項目の納品を必須とする。
- ・法律や制度などに関する情報提供（出力紙1部）

※本仕様書内、4.業務内容（11）に記載事項項目の納品を必須とする。

【子ども・子育て支援事業計画】

<令和5年度>

- ・アンケート調査票、封筒：230部
- ・中間報告資料：データー式

<令和6年度>

- ・ニーズ調査報告書：データー式
- ・第3期子ども・子育て支援事業計画書：20部（A4版・1色・120頁）、データー式
子ども・子育て制度に関する例規情報提供：出力紙1部
※本仕様書内、4.業務内容（10）に記載事項項目の納品を必須とする。
- ・基準条例整備支援：出力紙1部
※本仕様書内、4.業務内容（11）に記載事項項目の納品を必須とする。
- ・子ども子育て支援制度に係る制度理解資料の提供：出力紙1部
※本仕様書内、4.業務内容（12）に記載事項項目の納品を必須とする。
- ・子ども政策推進会議資料等の要約版：出力紙1部
※本仕様書内、4.業務内容（13）に記載事項項目の納品を必須とする。

6. その他

- （1）業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
- （2）この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7. 参加資格要件

- （1）千葉県内において次の業務完了実績があることを必須とする。
 - ・地域福祉計画策定支援業務実績
 - ・子ども・子育て支援事業計画策定支援業務実績